

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
略	倉吉市上米積	略	倉吉市上米積
高城第3団地		高城第3団地	
略		<u>高城第2団地</u>	倉吉市下米積
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名 称	管理を行わせる者	名 称	管理を行わせる者
略		略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第3団地	倉吉市	三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第2団地</u> 高城第3団地	倉吉市
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。